

# 甲斐市スポーツ協会表彰規程

## 第1条（目的）

この規程は甲斐市の体育振興に寄与し、顕著な功績があった者及び団体を表彰する事を目的とする。

## 第2条（体育功労者表彰）

- 1 表彰候補者は年齢が50才以上とし、職務に専念した期間は10年以上とする。
- 2 社会体育振興及び研究指導に努め、その功績が顕著な者で他の模範と認められたもの
- 3 指導が多年にわたり、その功績が顕著であったもの

## 第3条（表彰状及び感謝状贈呈）

- 1 県大会において1位になった者及び団体
- 2 全国大会において6位以内に入賞した者及び団体
- 3 関東大会において3位以内に入賞した者及び団体
- 4 功労者表彰には値しないが本市の体育振興に対して、特に顕著な者及び団体で会長が認めたもの  
ただし、スポーツレクリエーション祭については対象外とする。

## 第4条（選考の方法）

表彰の選考は団体・個人及び地区から推薦されたものを会長・副会長・理事長・事務局長で構成する選考委員会で行なう。

## 第5条（表彰の時期）

表彰は毎年総会において表彰状と記念品を授与して行なう。

但し、事情によりその時期を変更し、必要都度表彰することができる。

## 第6条（追彰）

表彰に値するものが死亡したときは、追彰し、その遺族に授与する。

### 附 則

この規程は平成16年9月1日から施行する。

### 附 則

本会規程は、令和2年4月1日から施行する。